資料２－２－３
平成31年2月4日　風力部会資料
秋田県知事意見

（仮称）田子小国風力発電事業環境影響評価方法書に対する知事意見

1　総括的事項

（１）環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、これらについて必要に応じて見直しを行う等、適切に対応すること。

（２）設置する風力発電機の配置等のほか、工事の規模や方法等が確定していないことから、準備書においては、これらを可能な限り明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討内容やその結果を詳細に記載すること。

また、事業の内容について、地域住民や地元自治体等に広く周知するとともに丁寧な説明を行い、事業に対する理解を得るよう努めること。

（３）対象事業実施区域及びその周辺には、既設及び計画中の風力発電所が存在することから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、複合的な影響が懸念される項目について、適切に調査、予測及び評価すること。

2　個別的事項

（１）騒音及び振動

本方法書においては、大きな振動を発するような工法を採用しないことを理由に建設機械の稼働による振動を評価項目として選定していないが、事業者から風力発電機の設置に伴う基礎打設工事の実施の可能性が示されたことから、工事の実施に伴う騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。このため、準備書においては、工事の詳細を可能な限り明確にし、必要に応じて建設機械の稼働による騒音及び振動の影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

（２）動物

ア　対象事業実施区域及びその周辺には牧草地が存在し、希少猛禽類等が採餌場等として利用している可能性があることから、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査地点、時期及び回数等を見直すことにより、鳥類への影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

イ　コウモリ類の生態については不明な点も多いことから、風力発電機の稼働に伴うコウモリ類への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な状況把握に努めるとともに、国内外の最新の知見や事例等を集積し、予測及び評価に反映すること。

（３）植物

本方法書では、主に牧草地やササ群落等の草地を利用して風力発電所を設置する計画となっているが、風力発電機の設置予定範囲の一部にはブナーミズナラ群

落等の植生自然度が高いとされた植生が存在するほか、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林等に指定されている区域が存在することから、十分な現地調査等により土地の改変による植物への影響を適切に予測及び評価すること。

（4）景観

対象事業実施区域周辺には複数の住居が存在することから、日常的な生活環境の場からの景観にも十分に配慮するとともに、眺望点について地域住民や地元自治体等からの情報収集に努め、必要に応じて調査地点を追加する等、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

（5）その他

事業の実施に伴う地下水への影響について、事業特性や地域特性を踏まえて検討すること。